

市町長意見の提出状況

(成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書)

1 成田市長意見

意見あり（別紙参照）

2 山武市長意見

意見あり（別紙参照）

3 多古町長意見

意見あり（別紙参照）

4 芝山町長意見

意見あり（別紙参照）

5 横芝光町長意見

意見あり（別紙参照）



成環計第 398 号

平成 30 年 7 月 19 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

成田市長 小泉 一成



成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

平成 30 年 4 月 27 日付け環第 98 号で照会のありましたこのことにつきまして、下記のとおり回答します。

記

成田市長意見

成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見を述べるに当たって、本市が指摘する事項について配慮されるよう要望します。

1. 全体的事項について

本事業が成田国際空港の既存滑走路の延長・滑走路の増設であることから、航空機の発着回数の増大による航空機騒音の増加への配慮、また、動植物や生態系への影響に対する環境保全の配慮などが求められる。

したがって、本事業の実施にあたっては、本意見に十分配慮するとともに、準備書に記載した環境保全措置の確実な実施により、環境への影響の低減に努めること。

2. 個別的事項について

(1) 騒音について

成田空港の機能強化により、夜間飛行制限が緩和され、B滑走路が延長されると、航空機の発着回数が大幅に増加することが見込まれ、航空機騒音による影響の範囲が広がることから、住民の生活環境を保全するために、新たに騒音区域となる家屋の防音工事が必要となる。また、既存の騒音区域でも航空機に

よる騒音影響が増加することから、さらに遮音効果のある防音工事が必要となる。

(2) 飛行コースについて

成田空港の飛行コースについては、航空機騒音による影響をできるかぎり小さくするために、利根川から九十九里浜までの間は、直進上昇・直進降下するように飛行コースが設定されている。機能強化後についても、航空機騒音による影響をできる限り小さくするための飛行コースの設定が必要となる。

(3) 動植物や生態系について

現地調査では 300 種近い動植物の絶滅危惧種が確認され、また、里地・里山の生態系が形成されているが、本事業により影響が生じることが予測されることから、専門家の指導を踏まえ、動植物や生態系への影響が可能な限り低減されるよう配慮すること。

(4) B滑走路北伸について

成田市の最終処分場である成田クリーンパークについては、平成 19 年 3 月末に埋め立てを終了したが、最終処分場廃止基準を満たしておらず、一般廃棄物処理施設である最終処分場としては廃止されていない為、水処理を継続させなければならない状況にあることから、その取扱いについては関係機関と十分協議願いたい。

担当：成田市環境部環境計画課 計画係 渡部

電話 0476 (20) 1533

Fax 0476 (22) 4449

Mail kankei@city.narita.chiba.jp

総 企 第 100号
平成30年7月27日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

山武市長 松 下 浩 明



成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

平成30年4月27日付け環第98号で照会のあったこのことについて、下記のとおり意見を述べます。

記

1 騒音について

空港の運行時間拡大により、早朝及び夜間の航空機騒音の影響が増加することから事業の実施にあたり、その影響についてできる限り低減を図ることとされたい。

実施する環境保全措置の実施状況及びその効果について、継続的に公表されたい。

また運行時間拡大及び運行航空機の便数増加による健康影響についても調査の実施及び影響評価を行うこととされたい。

2 大気質について

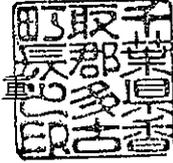
航空機の運行による降下ばいじんや浮遊粒子状物質による人体及び農業用ビニール等への影響について危惧する意見が住民から出ています。航空機の便数拡大により航路下への影響が低減するよう環境に配慮した航空機の運航促進と、慎重な調査を行うこととされたい。

山武市総務部企画政策課空港みらい対策室
Tel 0479-80-7115 Fax 0479-86-3112
kikakuseisaku@city.sammu.lg.jp

多 生 第 47 号
平成 30 年 7 月 23 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

多古町長 所



成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書に対する意見について (回答)

平成 30 年 4 月 27 日付け環第 98 号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 全体的事項について

- (1) 事業の実施にあたっては、本事業が既設空港の滑走路新設及び増設事業を含む更なる機能強化事業であることを踏まえ、現在の環境がどのように変化するのか等、事業に係る環境情報を積極的に公表するとともに、住民の疑問や意見に対して誠実に対応するための体制を整備すること。
- (2) 事業の造成工事については、施工区域内の掘削土量と盛土量を同程度と見込んでいることから、施工区域外からの土砂等の搬入及び施工区域外への搬出は行わないものと想定しているが、計画量に変更が生じた場合は、想定される土砂等の搬出入時期及び搬出入経路を明らかにするとともに、速やかに土砂等の運搬に伴う生活環境への影響の低減を図ること。
- (3) 工事期間中における法令等の遵守はもとより、環境影響評価準備書に記載された環境保全措置や事後調査を確実に実施し、事業の実施に伴う環境への影響を可能な限り低減すること。また、環境保全措置については、最新技術の動向、環境保全効果及び安全性等、幅広い角度から更なる検討を行うこと。

2. 個別事項について

(1) 大気質・騒音・振動について

工事中における建設機械の稼働及び資材等の運搬、また供用開始後における航空機の運航、飛行場施設の供用及び車両のアクセス道路走行により発生する二酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒音及び振動について、準備書に記載する環境保全措置を確実に実施することにより、事業による影響を最小限にとどめること。

(2) 水質について

工事中の降雨時における周辺河川への濁りの影響を低減するため、仮設沈砂池の設置や排水路の保護による土砂流入防止対策など、環境保全措置を確実に実施すること。

(3) 水文環境について

工事中又は供用時においても、地下水位、河川流量及び湧水量への影響はほとんどないと予測しているが、環境保全措置を積極的かつ確実に実施するとともに、工事前、

工事中及び工事後の地下水位等の状況の把握に努めること。なお、実施される環境保全措置については、その施工箇所・範囲等について未確定な対策があり、相対的な効果に不確実性が残ると判断していることから、確実な事後調査の実施と、更なる環境保全措置の検討も含め、対策を進めること。

(4) 動植物について

事業実施区域及びその周辺に広がる谷津環境で確認された動植物には、絶滅危惧種等に指定されている重要な種も多く含まれていることから、事業による動植物への影響を回避・低減するために検討された環境保全措置を確実に実施すること。また水文環境と同様に、実施される環境保全措置については、その施工箇所・範囲等について未確定な対策があり、個々の対策の効果に不確実性があることから、事後調査の実施後についても、その効果が確認されるまで環境監視調査を実施するものとし、その結果を公表すること。

(5) 温室効果ガス等について

工事中における建設機械の稼働や資材等運搬車両の運行、また供用時においては航空機の運航や新たな空港施設の供用などにより、温室効果ガスの排出量は増加すると予想されていることから、準備書に記載する環境保全措置を確実に実施することにより、事業による影響を最小限にとどめること。



芝総務第983号
平成30年7月27日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

芝山町長 相 川 勝 重



成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書に対する意見について
(回答)

平成30年4月27日付け環第98号で照会のありました標記の件について、
下記のとおり回答いたします。

記

1 全般について

- (1) 事業の実施にあたっては、本事業が滑走路の新設及び増設事業を含む成田空港の更なる機能強化事業であることを踏まえ、現在の周辺環境がどのように変化するのか、事業に係る環境への影響を積極的に公表し、住民の疑問や意見に対し誠実に対応すること。
- (2) 工事期間中における法令等を遵守し、環境影響評価準備書に記載された環境保全措置や事後調査を確実に実施し、事業の実施に伴う環境への影響をできる限り回避、低減すること。

2 個別事項について

(1) 大気質・騒音・振動について

建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、航空機の運航、飛行場施設の供用及び車両のアクセス道路の走行による窒素酸化物、浮遊粒子状物質、また、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、航空機の運航、飛行場施設の供用及び車両のアクセス道路の走行による騒音及び振動については、準備書に記載する環境保全措置を確実に実施し、事業による影響を最小限に留めること。

(2) 水質について

工事中の降雨時における周辺河川への濁りの影響を低減するため、仮設沈砂池の設置や排水路の保護による土砂流入防止対策を実施すること。

また、沈砂池の土砂については定期的に除去し、沈降効果を維持することに努め、河川への放流水の浮遊物質量の低減を図るなど、環境保全措置を確実に実施すること。

(3) 水文環境について

工事前、工事中及び工事後の地下水位等の状況の把握に努めること。

(4) 動植物について

事業実施区域及びその周辺に広がる谷津環境で確認された動植物には、絶滅危惧種等に指定されている重要な種も多く含まれていることから、事業による動植物への影響を回避・低減するために検討された環境保全措置を確実に実施すること。また、事後調査の実施後について、その効果が確認されるまで環境監視調査を実施し、その結果を公表すること。



横 企 第 370 号
平成30年 7月24日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

横芝光町長 佐藤 晴彦



成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価準備書に対する
意見について（回答）

平成30年4月27日付け環第98号で照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答します。

【別紙】

1. 大気質について

大気質の予測結果について、空港供用時の航空機の運航・飛行場の供用に係る施設の二酸化窒素、浮遊粒子状物質は千葉県目標値、環境基準を下回るとのことであるが、大気汚染からの健康影響を懸念する声が住民から多く寄せられている。加えて農業用ビニールハウスの汚れと航空機による排気ガスとの関係を危惧する意見もあるため、環境保全措置について十分に留意し、特に低排出型（低燃費型）機材の運航促進を積極的に図られたい。

2. 騒音について

空港供用時の航空機の運航に係る騒音について、A滑走路側については、騒音レベルが減少することであるが、運用時間が拡大し住民の生活環境に影響が及ぶことから、健康影響調査を含む生活環境への影響調査の実施をお願いするとともに、低騒音型航空機の導入についても積極的に推進されたい。

横芝光町は、供用時（50万回時）には、町内の広範囲がLden57dB以上の騒音の影響を受けることから、環境保全措置で示されている発生源対策及び空港周辺対策には特に充実を図られたい。

3. 水文環境について

水文環境について、沖積層へ雨水浸透の励行を図ることにより、地下水位、河川流量・水収支、湧水量への影響は、殆どないとの予測であるが、急激な豪雨や台風などにより短時間で増大した浸透が追い付かない雨水は、結果的に高谷川及び多古橋川を通じ栗山川に放流となるため、河川流量が増大することに非常に懸念している。

河川氾濫に対する懸念が払拭できるよう、関係機関と相談の上、十分な措置を検討されたい。